

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

■「平成25年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出について

老齢年金等(老齢または退職を支給事由とする年金)には所得税法上、「雑所得」として所得税および復興特別所得税がかかります(復興特別所得税については、平成25年2月お支払いの年金から)。なお、障害年金や遺族年金には税金はかかりません。

所得税は受け取る年金から源泉徴収されますが、源泉徴収の対象となるのは年金額が15.8万円以上の方のみです(65歳未満の方は10.8万円以上)。

所得税には、納税者の税を負担する能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられています。公的年金等に係る源泉徴収の際にこの控除を受けるためには、あらかじめ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

(以下「扶養親族等申告書」)を日本年金機構に提出しなければなりません。平成25年分の扶養親族等申告書は、平成24年10月22日より順次日本年金機構から対象となる年金受給者の方にお送りしています。

扶養親族等申告書を提出することにより、平成25年中に受け取る年金に係る所得税の源泉徴収額が決まります。申告書が提出されないと、各種控除が受けられず所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますので、ご注意ください。

※本来の提出期限は平成24年11月30日です。未提出の方は必要事項を記入のうえ、至急、日本年金機構へ提出してください。

■「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」について

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、本年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みの保険料及び過去の未納分の保険料、免除等期間の保険料の追納を含む)した国民年金保険料額を証明する書類の添付が必要です。

平成24年10月31日から11月2日にかけて、1年間に納付した国民年金保

険料額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構より送付されました。証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

なお、年の途中から国民年金に加入した場合など10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、平成25年1月31日に同様の証明書が送付されます。

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整などの手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も申告する方の申告書に添付する必要があります。



各お問い合わせ先

扶養親族等申告書、控除証明書に関することは左記までご連絡をお願いします。

●扶養親族等申告書に関すること

☎0282(22)4134

・ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165(050)

または070から始まる電話の場合は☎03-6700-1165)

●控除証明書に関すること

・栃木年金事務所国民年金課

☎0282(22)6074

・控除証明書専用ダイヤル(11月1日

(木)平成25年3月15日(金))

☎0570-070-117

(050または070から始まる電話の場合は☎03-6700-1130)

【受付時間】

・月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで

・第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※日曜日、祝日、12月29日(土)～平成25年1月3日(木)はご利用いただけません。